

議案第30号

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

大田原市奨学金貸与条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「優れ、かつ、身体が健康である者」を「優れた者」に改める。

第11条第1項中「が死亡し、」を削り、「奨学金の返還を終らない前に死亡したとき」を「、奨学金の返還終了前に次の各号のいずれかに該当するとき」に、「認めた者に対して」を「認める者に対し」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 規則で定める障害を負ったとき（奨学金の申請時に当該障害を有する者にあつては、新たに別の障害を負ったとき又は障害の程度が重度化したときに限る。）。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。